

その他の空き家に関する補助制度

問い合わせ先： 建設部都市住宅課
(0795-74-2364)

◆空き家適正管理促進事業補助金

空き家等の適正管理に係る業務を、丹波市空き家管理事業者登録・紹介制度に基づき登録している空き家管理事業者に依頼して実施する費用の一部を補助します。丹波市住まいるバンクに登録がない空き家等も対象です。

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円
- ・補助対象経費：①外観調査・点検、②宅内清掃、③宅内の通風等、④建築資材等の飛散及びはく落防止、⑤敷地内の清掃・除草業務等に要する経費

○補助金交付申請の時期：業務着手前（業務委託契約前）

◆丹波市住まいるバンク登録促進奨励金事業（令和5年度新規）

丹波市内に空き家のある自治会等が、空き家の所有者へ「丹波市住まいるバンク」の制度を紹介し、たんば“移充”テラスと連絡調整を行い、紹介した空き家が住まいるバンクへ登録まで至った場合に、連絡調整を行った自治会等に対し奨励金を交付します。

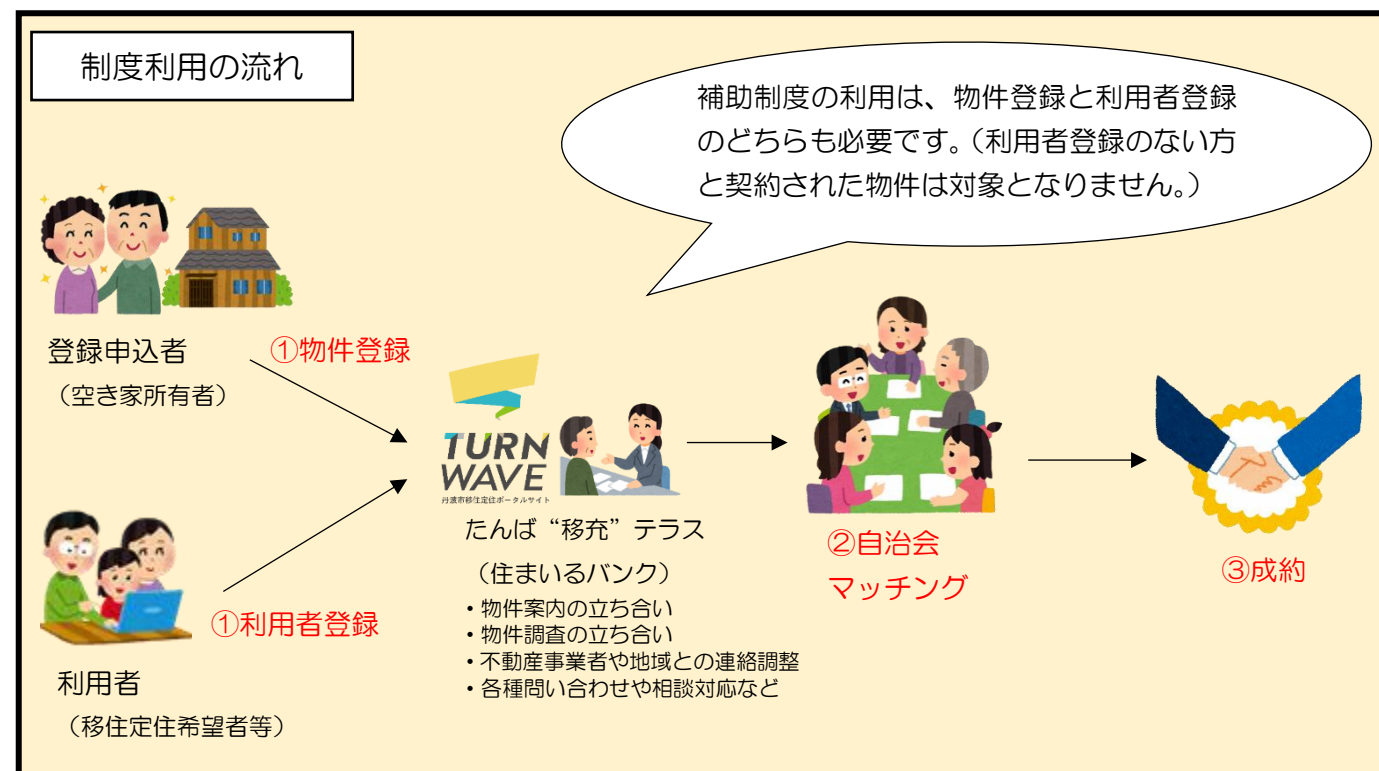
○補助の内容

- ・補助金額：空き家の登録1件につき3万円(不良空き家に該当するものは1万円)

○補助金交付申請の時期：紹介した空き家が、住まいるバンクに登録された年度の3月31日まで

丹波市住まいるバンク

丹波市内にある空き家を売りたい・貸したい方の物件情報を集め、丹波市内の空き家を買いたい・借りたい方への情報提供と、地域とのマッチングを行います。



各種 QR コード・お問い合わせ先



住まいるバンク



丹波市ふるさと定住促進課
(0795-88-5360)



丹波市都市住宅課
(0795-74-2364)



兵庫県空き家活用支援事業
(078-362-3583)

【丹波市住まいるバンクに関するお問い合わせ】

◆たんば“移充”テラス

- ・開設場所：(月～金)丹波市柏原町柏原 3619 番地
(土・祝)丹波市春日町松森 296-1
- ・開設時間：9:00～17:00
- ・連絡先：090-2705-4110
- ・アドレス：iju@be-tamba.com

※窓口の開設日は変更になる場合もありますので、詳細は事前にHPでご確認ください。

※当日の業務によって、相談員が不在にしている場合もあります。直接窓口までお越しになられる方は、事前に上記連絡先までご連絡ください。



窓口案内



丹波市移住定住ポータルサイト

市登録物件



所有者が直接丹波市へ登録申し込み

民間登録物件



媒介契約



所有者が民間登録物件の取り扱いを希望した場合、丹波市登録事業者が登録申し込み

丹波市登録事業者



丹波市移住定住ポータルサイト

たんば“移充”テラス
(住まいるバンク)

「市登録物件」「民間登録物件」として丹波市住まいるバンクに登録された空き家を対象にご利用いただける補助制度があります(次ページ参照)。要件等ございますので、事業実施前にお問い合わせください。

住まいるバンクを活用した補助制度のご紹介

住まいるバンクを介して空き家の売買・賃貸契約が成立した場合、次の補助制度を利用いただけます。補助制度の内容は、次のとおりです。

(1) 空き家利活用促進事業補助金(賃貸・売買) 建設部都市住宅課 問い合わせ先: (0795-74-2364)

所有者か
利用登録者
のどちらか

居住又は開業するために、空き家等の機能回復又は修繕、模様替え、設備改善等の改修工事を行う場合に補助をします。

○補助の内容

- ・補助のタイプ: 居住型 ・ 開業型 (併用はできません)
- ・補助金額: 補助対象経費の1/2、上限50万円
- ・補助対象経費: 空き家の機能回復等に係る工事に要する経費(外構工事等は除きます)

○補助金交付申請の時期: 売買・賃貸借契約後から工事着手前(請負契約前)の間

! 注意事項!

- ・<制度利用の流れ>の①~③をすべて行った物件が補助対象となります。
- ・売買又は賃貸借契約後2年以内に補助金の交付申請をしてください。
- ・補助金交付後1年以内に空き家の利活用を始めること、5年以上利活用することが必須です。(条件を満たさない場合、補助金を返還していただくことになります)
- ・補助金交付決定後、着手(請負契約)となります。補助金交付決定までに着手又は完成している工事は対象となりません。
- ・補助金交付申請・決定があった年度内に工事を完成し、実績報告をしてください。年度内に工事が終わらない場合、補助金の交付はできません。
- ・実施する改修工事に対して、国、県、市の他の補助制度との併用はできません。

(2) 仲介手数料補助金<売買物件のみ> 建設部都市住宅課 問い合わせ先: (0795-74-2364)

所有者
向け

売買契約が成立した際に、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料及び現地調査等の費用の一部を補助します。

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円

○補助金交付申請の時期: 売買契約が成立し、仲介手数料等を支払った後

! 注意事項!

- ・<制度利用の流れ>の①~③をすべて行った物件を対象にしています。
- ・仲介手数料等を支払った年度内に補助金交付申請をしてください。年度内に申請がないものは、補助金の交付ができません。

(3) 家財道具等撤去費補助金 建設部都市住宅課 問い合わせ先: (0795-74-2364)

所有者
向け

売買・賃貸借契約が成立した後に実施する家財道具等の撤去に係る費用の一部を補助します。

○補助の内容

- ・補助対象経費の1/2、上限5万円
- ・補助対象経費: 次の項目に該当するものを補助対象経費とします。
 - * 市内に事業所を有する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託した家財道具等の収集・運搬等の費用
 - * 丹波市クリーンセンターへの持ち込み手数料
 - * 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定の家電4品目の収集・運搬・リサイクル料

○補助金交付申請の時期: 売買・賃貸借契約が成立し、家財道具等撤去を行い、代金を支払った後

! 注意事項!

- ・<制度利用の流れ>の①~③をすべて行った物件を対象にしています。
- ・家財道具撤去前に「家財道具撤去費補助金利用届出書」を都市住宅課にご提出ください。
- ・補助金交付申請時に家財撤去前・撤去中・撤去後の写真の提出が必要です。必ずご用意ください。
- ・丹波市の一般廃棄物収集運搬許可業者は、丹波市のホームページにある「丹波市ごみ分別パンフレット」をご確認ください。
また、一般廃棄物として処分した費用のみを補助対象とします。(産業廃棄物の処分費は補助対象外です。)
- ・代金を支払った年度内に補助金交付申請をしてください。年度内に申請がないものは、補助金の交付ができません。

参考

空き家活用支援事業【兵庫県事業】 兵庫県住宅政策課 問い合わせ先: (078-362-3583)

空き家の
改修

戸建て住宅の空き家を、住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するために改修する際、改修工事費の一部を補助する兵庫県の制度です。

○対象となる空き家には、次のような条件があります。

- ①戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸であること。
- ②築20年以上であること。
- ③台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新であること。
- ④空き家期間が6ヶ月以上であること。
- ⑤耐震性能を有するもの。(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
- ⑥土砂災害特別警戒区域等に位置しないもの。

○補助の内容<住宅型 若年・子育て世帯・UJターン世帯の例>

- ・補助の対象となる工事費が300万円以上で、150万円の補助

! 注意事項!

- ・申請種別により要件が異なりますので、詳細は兵庫県ホームページをご確認ください。(4ページのQRコードをご参照ください。)
- ・本事業により改修を行った建物は、事業(工事)完了後10年以上活用することが条件となります。(事業完了後の1年目、4年目、7年目、10年目に県への状況報告を行う必要があります。)
- ・建築基準法、農地法、都市計画法等の許可が必要な場合があります。
- ・本事業の申請を行い、県から交付決定を受けた後に工事契約の締結及び工事着手してください。(事前着工された場合、補助対象となりません。)

住まいるバンクと
連しない、兵庫県
独自のメニューです。

